

平成30年10月19日

会 員 各 位

岐 阜 県 行 政 書 士 会
第一業務部長 寺井 英之
環境衛生部会長 小栗 泰彦

古物営業法の一部改正に伴う手続きなどについて

平素は、岐阜県行政書士会第一業務部の事業運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につき、古物営業法の一部を改正する法律が制定され、平成30年4月25日公布されておりますが、公布から6ヶ月を超えないものとして「営業制限の見直し」が10月24日より施行されます。また、公布から2年を超えない範囲で施行されるものとして「許可単位の見直し」(平成32年4月頃を施行予定)のものがあります。

詳細は、岐阜県警察ホームページ上に掲載されておりますので、以下の要領でご確認・周知願います。

記

【岐阜県警察ホームページ】

①以下の手順で進んでください。

岐阜県警察>手続き>生活安全関係>古物営業>古物営業法の一部改正に伴う
手続きなど

または

②下記のホームページのアドレスを入力してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/police/tetsuzuki/seikatsu-anzen/kobutsu-eigyoho-kaisei.html>

以上